

## 令和 3 年度法令改正一覧

### 一般高圧ガス分抜粋

#### (1) 一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令

##### コールド・エバポレータの定義見直し等

(省令第 20 号 令和 3 年 3 月 29 日 制定 4 月 1 日施行)

定置式製造設備であるコールド・エバポレータ(CE)は、近年、様々な設備構成のものが現れ、法令上の運用に差異が生じている状況に鑑み、CEの定義を明確化し、運用の統一を図ると共に関係規定が見直された。

**(注記)ただし処理能力計算方法については、実情に合っていないケースがある為、現在見直し中。**

#### 容器保安規則の一部を改正

(省令第 48 号 令和 3 年 5 月 18 日 制定・施行)

- ①超低温容器・金属ライナー製一般複合容器・液化石油ガス用一般複合容器における容器検査時の刻印について、アルミニウム箔に刻印する方式に加え、印字による表示も認める。【容器則、基本通達】
- ②液化石油ガス用一般複合容器について、実測値に加え代表値による内容積の表示も認める。【基本通達】
- ③液化石油ガス用一般複合容器について、氏名等の表示において黒色のインクの使用も認める。【基本通達】
- ④英国の EU 離脱を踏まえて、「EU指令に基づきグレート・ブリテン及び北部 アイルランド連合王国、フランス共和国及びドイツ連邦共和国が採用する」とされている点について、「グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合 王国、フランス共和国及びドイツ連邦共和国がそれぞれの国内法令に基づき採用する」と改正する。【保税通達】

#### 冷凍設備内で使用されるヘリウム等の規制の緩和

(政令第 286 号 令和 3 年 10 月 20 日 制定 10 月 27 日・施行)

- ①不活性ガスの種類の追加【冷凍則第 2 条第 1 項第 3 号】  
今回の政令改正を踏まえ、冷凍則第 2 条第 1 項第 3 号に規定される不活性ガスの定義に、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン及び窒素を加える。
- ②冷凍保安責任者の選任範囲の変更【冷凍則第 36 条第 3 項第 1 号】  
二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）の製造業者は、一定規模（20 冷凍トン以上 50 冷凍トン未満）のガスの製造設備については、冷凍保安責任者の選任義務が免除されている。  
今回の政令改正を踏まえ、ヘリウム等のガスの製造施設に係る冷凍保安責任者の選任義務についても、規模が 20 冷凍トン以上 50 冷凍トン未満であれば、当該義務を免除することとする。
- ③冷凍施設に用いる機器の指定【冷凍則第 63 条】  
二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）の製造業者は、一定規模（3 冷凍トン以上 5 冷凍トン未満）の冷凍機器については、技術基準に従って製造する義務が免除されている。  
今回の政令改正を踏まえ、ヘリウム等を用いる冷凍機器についても、規模が 3 冷凍トン以上 5 冷凍トン未満であれば、当該義務を免除することとする。
- ④その他【一般則第 101 条・第 102 条】【製造細目告示第 1 条の 9】  
今回の政令改正を踏まえた省令・告示への委任根拠の改正や、表現の適正化を行う。